

生命保険相互会社における監査報告書の文例について

昭和60年3月25日
改正 平成9年4月15日
改正 平成15年3月25日
改正 平成17年3月11日
改正 平成19年5月2日
改正 平成20年5月20日
最終改正 平成24年3月22日
日本公認会計士協会

本指針は、相互会社である生命保険会社における計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査報告書の文例を次のとおり示すものである。

1. 生命保険相互会社における計算書類及びその附属明細書に関する監査報告書の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明であるとき）

（文例1）

独立監査人の監査報告書	
	平成×年×月×日
〇〇生命保険相互会社 取締役会 御中	
〇 〇 監 査 法 人	
指 定 社 員	公認会計士 〇〇〇〇 印
業 務 執 行 社 員	
指 定 社 員	公認会計士 〇〇〇〇 印
業 務 執 行 社 員	
	（注1）
当監査法人（注2）は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、〇〇生命保険相互会社の平成×年4月1日から平成×年3月31日までの平成×年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。	
計算書類等に対する経営者の責任	
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（注3）に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用するこ	

とが含まれる。

監査人の責任

当監査法人（注2）の責任は、当監査法人（注2）が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人（注2）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人（注2）に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人（注2）の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人（注2）は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人（注2）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人（注2）は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（注3）に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） ① 会計監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

○ ○ 監 査 法 人

代 表 社 員

業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員

公 認 会 計 士 ○ ○ ○ ○ 印

公 認 会 計 士 ○ ○ ○ ○ 印

② 会計監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

○ ○ 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 ○○○○ 印

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 ○○○○ 印

③ 会計監査人が公認会計士の場合には、以下とする。

○○○○ 公認会計士事務所
公認会計士 ○○○○ 印

○○○○ 公認会計士事務所
公認会計士 ○○○○ 印

(注2) 会計監査人が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

(注3) 保険業法施行規則第27条の2及び保険業法施行規則別紙様式第1号では、会計監査人は監査の対象となった計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているか否かについての意見を表明することを求めている。すなわち会計監査人が監査を行い、適正性を判断するに当たっての拠り所を「企業会計の慣行」という用語により規定している。

同規定の趣旨は、会計監査報告の内容について監査基準等に即した表現や内容を求めるものであると考えられることから、金融商品取引法監査に係る監査報告書の文言と整合するよう、この会計監査人が監査を行うに当たっての判断の拠り所を文中「企業会計の基準」として示した。

(注4) 監査報告書の取扱いについては、以下の監査基準委員会報告書を参考にされたい。

- ・ 監査基準委員会報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
- ・ 監査基準委員会報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」
- ・ 監査基準委員会報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」
- ・ 監査基準委員会報告書720「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」
- ・ 監査基準委員会報告書560「後発事象」

また、除外事項付意見を表明する場合等の監査報告書の文例については、監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」を参考にされたい。

2. 生命保険相互会社における連結計算書類に関する監査報告書の文例（無限責任監査法人の場合で、指定証明であるとき）

（文例2）

<u>独立監査人の監査報告書</u>		平成×年×月×日
〇〇生命保険相互会社 取締役会 御中	〇 〇 監 査 法 人 指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印 業 務 執 行 社 員 指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 印 業 務 執 行 社 員	
（注1）		
当監査法人（注2）は、保険業法第54条の10第4項の規定に基づき、〇〇生命保険相互会社の平成×年4月1日から平成×年3月31日までの平成×年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書（注3）、連結基金等変動計算書、連結計算書類の作成方針及びその他の注記について監査を行った。		
連結計算書類に対する経営者の責任		
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（注4）に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整理及び運用することが含まれる。		
監査人の責任		
当監査法人（注2）の責任は、当監査法人（注2）が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人（注2）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人（注2）に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。		
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人（注2）の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人（注2）は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われ		

た見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人（注2）は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人（注2）は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（注4）に準拠して、〇〇生命保険相互会社及び連結実質子会社（注5）からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）（注2） 文例1に同じ

（注3） 連結損益計算書について

保険業法上、監査対象として要求されている連結損益計算書は、経常収益から当期純剰余までを構成する項目を表示する計算書のことをいい、企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」が定める連結包括利益計算書や連結損益及び包括利益計算書のその他の包括利益の内訳部分は、監査対象ではないとされている。このため、会計監査人は、計上収益から当期純剰余までで構成される連結損益計算書のみを監査対象とする。

なお、会社が任意にその他の包括利益の内訳を示すことも妨げられないとされているが、この場合には、監査対象を明確にするため、連結損益計算書に加えて連結包括利益計算書を作成する、いわゆる2計算書方式によることが適当と考えられる。この場合、連結包括利益計算書は監査対象外であることが明らかになるように記載することが適当である。

（注4） 保険業法施行規則第27条の2及び保険業法施行規則別紙様式第1号では、会計監査人は監査の対象となった計算関係書類が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているか否かについての意見を表明することを求めている。すなわち会計監査人が監査を行い、適正性を判断するに当たっての拠り所を、「企業会計の慣行」という用語により規定している。

同規定の趣旨は、会計監査報告の内容について監査基準等に即した

表現や内容を求めるものであると考えられることから、金融商品取引法監査に係る監査報告書の文言と整合するよう、この会計監査人が監査を行うに当たっての判断の拠り所を文中「企業会計の基準」として示した。

(注5) 「連結実質子会社」とは、保険業法施行規則第25条の5における実質子会社であって、連結計算書類の連結範囲に含まれている実質子会社を示している。

(注6) 文例1の(注4)に同じ

適用

1. 「業種別監査委員会報告第7号「生命保険相互会社における監査報告書の記載文例について」の改正について」(平成15年3月25日)は、平成15年3月1日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。
2. 「業種別監査委員会報告第7号「生命保険相互会社における監査報告書の記載文例について」の改正について」(平成17年3月11日)は、平成17年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。
3. 「業種別委員会報告第7号「生命保険相互会社における監査報告書の記載文例について」の改正について」(平成19年5月2日)は、平成19年3月31日以後終了する事業年度に係る監査から適用する。
4. 「業種別委員会報告第7号「生命保険相互会社における監査報告書の文例について」の改正について」(平成20年5月20日)は、平成20年5月20日から適用する。
5. 「業種別委員会報告第7号「生命保険相互会社における監査報告書の文例について」の改正について」(平成24年3月22日)は、平成24年3月22日から適用する。

以 上